

資 料 提 供	
平成 16 年 4 月 23 日	
担当課 (担当者)	景観自然課 (池内)
電 話	7 2 0 0

鳥取砂丘における自然公園法の規制緩和について

4月23日(金)に環境省が鳥取砂丘の特別保護地区に係る許可基準の特例措置を告示。(特別保護地区の規制緩和は全国初の事例)
これに伴い砂丘の中で仮設工作物を設置したイベントや映画撮影などが可能となる。

鳥取砂丘は特別保護地区(特に嚴重に景観の保護を図る必要のある地区)に指定され、自然公園法の規制を受けるため、仮設であっても工作物を伴うイベント等は行えませんでした。

このため、県は平成14年8月にイベント等を可能とする構造改革特区を提案したが、環境省は現行規定で実現できるものとして、法による許可基準の特例を適用する方針とし、本年4月23日(金)に告示されることになりました。

<規制緩和の概要>

緩和される行為	現行法の場合	特例による主な許可基準の緩和
仮設工作物の設置	既存のものへの復旧や学術研究目的などに限る	次のすべてを満たすものは許可 ○鳥取県、鳥取市若しくは福部村が主催、共催若しくは後援するもの ○一時的に行われるもの ○野生動植物や景観の維持に重大な支障を及ぼさないもの
広告物の掲出	表示面積などに制約	
車馬の使用など	学術研究目的などに限る	

※ 自然公園法の規制は緩和されますが、環境大臣の許可を受ける手続きは必要です。

砂丘内で実施されるイベントが鳥取砂丘の景観に影響を及ぼさないよう、関係者が事前に審査する「鳥取砂丘特例連絡会」を設立。
5月6日(木)13:30から、県庁議会棟3F第12会議室で設立会を開催。

<鳥取砂丘特例連絡会の概要>

構成員：鳥取県、鳥取市、福部村、[顧問：環境省浦富自然保護官、鳥取砂丘景観保全調査研究会]

活動内容：特例を受けて計画されるイベント等について事前に砂丘の景観等に影響がないことを審査。県、鳥取市、福部村は、連絡会が承認したイベント等についてのみ主催、共催、後援する方針。

